

厚生労働省発健0515第5号  
平成25年5月15日

独立行政法人水資源機構理事長 殿

厚生労働事務次官  
( 公 印 省 略 )

水道水源開発施設整備費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、昭和62年5月13日厚生省生衛第329号厚生事務次官通知の別紙「水道水源開発公団水道水源開発施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成25年4月1日から適用することとされたので通知する。なお、平成25年度における申請書の提出期限については、交付要綱第7の規定にかかわらず、平成25年6月14日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

## 独立行政法人水資源機構水道水源開発施設整備費補助金交付要綱

### (通 則)

**第1** 独立行政法人水資源機構に対する水道水源開発施設整備費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省</sup>労働省令 第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (定 義)

- 第2** (1) 「水道事業」及び「水道用水供給事業」とは、水道法（昭和32年法律第177号）第3条に規定するものをいう。
- (2) 「水道水源開発施設」とは、独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項第1号に規定する施設であって、水道事業又は水道用水供給事業の用に供するものをいう。
- (3) 「用水単価」とは、水道水源開発施設を利用することとなる水道事業又は水道用水供給事業に係る20年間の減価償却費と支払利息の合計額（以下「資本費」という。）及び当該事業の20年間の経営に要する費用の額（以下「経営費」という。）を当該事業をもって得られる20年間の総有収水量で除して得た水1立方メートル当たりの費用の額であって、次の式により算出したものをいう。

$$\frac{(\text{減価償却費} + \text{支払利息}) + \text{経営費 (注)}}{\text{総有収水量}}$$

(注) 水道用水供給事業から受水する水道事業にあつては、当該水道用水供給事業に対して支払う受水費用を含むこと。

- (4) 「資本単価」とは、水道水源開発施設を利用することとなる水道事業又は水道用水供給事業に係る20年間の資本費を当該事業をもって得られる20年間の総有収水量で除して得た水1立方メートル当たりの費用の額であつて、次の式により算出したものをいう。

$$\frac{(\text{減価償却費} + \text{支払利息}) + \text{受水分資本費 (注)}}{\text{総有収水量}}$$

(注) 受水分資本費とは、水道用水供給事業から受水する水道事業にあつて、当該水道用水供給事業に係る20年間の資本費のうち当該水道事業に対する供給に係るものであり、次の式により算出したものをいう。

$$\frac{(\text{水道用水供給事業の資本費}) \times \text{当該事業に対する計画給水量}}{\text{水道用水供給事業の計画給水量}}$$

- (5) 「原水単価」とは、水道水源開発施設の新築又は改築及び管理に要する費用の額を当該水道水源開発施設により開発又は導水される毎秒当たりの水道用水量で除したものを基礎として得られる水1立方メートル当たりの費用の額であつて、次の式により算出したものをいう。

$$\frac{\text{建設費} \times \{(1 + 0.4 \times \text{利率} \times \text{工期}) \times (\text{減価償却率} + \text{利率}) + \text{管理費率}\}}{(\text{新規の水道水源開発施設により見込まれる}) \text{年間有収水量}}$$

### (交付の対象)

**第3** この補助金は、独立行政法人水資源機構が行う水道水源開発施設の新築、又は改築のための事業（以下「補助対象事業」という。）に要する費用を交付の対象とする。

### (補助対象事業)

**第4** この補助金の交付の対象となる事業費（以下「補助対象事業費」という。）は、独立行政法人水資源機構法施行令（平成15年政令第329号）第30条第1項から第3項まで又は第32条第1項の規定により水道事業者又は水道用水供給事業者が負担することとなる負担金の額の全部又は一部とする。

### (交付額の算定方法)

**第5** この補助金の交付額は、補助対象事業費と当該事業に要する総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額（以下「国庫補助基本額」という。）に別表に掲げる採択基準ごとに補助率をそれぞれ乗じて得た額とする。

ただし、算出された補助金額1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数は切り捨てるものとする。

### (交付の条件)

**第6** この補助金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

#### 1 事業計画の変更

(1) 補助金の交付の対象となった補助対象事業の計画について、次の各号に掲げる場合に該当するときは、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ア 事業の内容の変更であって、主要な構造物について、次の事項を変更しようとする場合。

(ア) 工事施工箇所の変更で工要の重要な部分に関するもの。

(イ) 構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの。

(ウ) 規模の変更で補助金の交付の決定の基礎となった設計（変更設計を含む。）に基づく工事の程度を著しく変更するもの。

イ 事業に要する経費の配分の変更であって、次の事項を変更しようとする場合

(ア) 工事費、測量設計費、用地費及補償費、船舶及機械器具類、営繕費又は事業車両費のいずれかの額の30%を超える変更をしようとする場合

(イ) 工事費、測量設計費、用地費及補償費、船舶及機械器具類、営繕費又は事業車両費から建設事業事務費又は一般管理費へ流用する場合はいずれかの額の20%を超える変更をしようとする場合。

(2) (1)により承認を受けようとするときは、別紙様式1により事業計画変更承認申請書、又は経費の配分変更承認申請書を作成し、変更の理由書を添付した書類を厚生労働大臣に提出するものとする。

#### 2 工期の変更等

次に掲げる場合に該当するときは、速やかに別紙様式2により厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(1) 補助対象事業がやむを得ない事由により当該年度内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合。

(2) 補助金の交付を受けた補助対象事業が当該補助金の交付の決定の内容となった補助対象事業費より著しく少額で完了することが明らかとなり、これにより補助金の一部が不用となる場合。

(3) 補助対象事業が災害を受けた場合。

(4) 工事しゅん工期日が30日以上遅延する場合。

#### 3 事業の中止又は廃止

補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、別紙様式2による報告書に当該事業の中止又は廃止の理由その他必要な事項を記載した書面を添付して、これを厚生労働大臣にすみやかに提出し、その承認を受けなければならない。

#### 4 状況報告

厚生労働大臣は必要と認めるときは、経理の状況その他必要な事項について報告をさせ、又は検査を行うことができる。

#### 5 財産処分の制限

(1) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに当該事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具であって、その単価が500万円以上のものについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(2) 厚生労働大臣の承認を受けて(1)の財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

6 財産の管理及び運営

補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって当該施設の適正なる維持管理をするとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

7 事業の経理

補助金と補助事業に係る予算及び予算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を作成し、それを事業完了後5年間保存しなければならない。

(申請手続)

第7 この補助金の交付の申請は、別紙様式1による申請書を毎年度4月30日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

第8 国は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1ヶ月以内に交付の決定を行うものとする。

(補助金の概算払い)

第9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払いをすることができる。

(変更申請手続)

第10 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付（一部取消）申請等を行う場合には、変更理由書を添付して、第6に定める申請手続に従い、すみやかに行うものとする。

(実績報告)

第11 この補助金の実績報告は、事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い期日までに別紙様式4による報告書を厚生労働大臣に提出して、行わなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに別紙様式5による年度終了実績報告書を厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(その他)

第12 特別な事情により第5、第7、第10及び第11に定める算定方法、手続等によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表

1. 区分	2. 国庫補助採択基準	3. 補助率	4. 国庫補助対象施設	備考
水道水源開発施設整備費	水道水源開発施設を利用することとなる次のいずれかに該当する事業であること。		水資源開発基本計画に基づいて、新築又は改築を行う次に掲げる施設とする。	
	(1) 水道事業			
	① 平成21年度以前に採択された事業であって、用水単価が230円以上であり、かつ、資本単価が140円以上又は原水単価が90円以上であること。	1/2	1. ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用水路その他の水資源の開発又は利用するための施設	
	② ①以外の場合	1/3	2. 1の施設と密接な関係を有する施設	
(2) 水道用水供給事業				
① 平成21年度以前に採択された事業であって、用水単価が130円以上であり、かつ、資本単価が100円以上又は原水単価が90円以上であること。	1/2			
② ①以外の場合	1/3			